



一経済学者のみた最近のポーランド

神代 光朗

戒厳令後まもなく帰国してから13年目、再び機会を得て、私は変貌著しい「体制転換」下のポーランドではじめての生活を体験することになった。ここに最近のポーランドについての私の見聞・観察の一端を記したいと思う。

市場経済の幻惑

御承知のように、1989年の「東欧」変動の口火を切ったポーランドでは、90年早々にバルツェロヴィチ・プラン（通称「ショック療法」）が実施され、経済の市場化、更に「民営化」への移行が急速に試みられた。IMFと世界銀行の指導するこのプランは、超インフレを一定におさめる効果は果したものの、その後3年間にわたる激しい景気後退と生活水準の低下は、この政策の続行を国民が拒否するところとなり、93年秋の総選挙では旧「連帯」勢力の後退と農民党・社民党政権の「復活」を生じたことは、周知の通りである。しかし連立政権発足から1年と3分の1程を経た今、『ポーランドのための戦略』等の基本政策は、一定の手直しはあるものの前政権の時期とあまり変わらないものであることを実感せざるを得ない。

「転換」後ではじめてのこの国の印象は、市場の巨大な変化であることはいうまでもない。配給券で買物をするために時には4～5時間も行列し、真白な店の棚を見慣れていた13年前にくらべ、商品の豊富さには圧倒されるばかりである。

もちろん、いつも同一の商標の品物があるとは限らず、雑然とした感じもしないではないが、とにかく必需品のほとんどが行列なしで買えるようになったことは事実である。町にはイルミネーションも増えクリスマスも近づくと「シングルベル」とともに歳末商業の光景も出現して、急速な欧米模倣を目のあたりにする。先進国の所得水準の者がこの現象のみをみれば、商品は豊富で「安い」と思うかもしれない。また、中央統計局や計画局の発表では、92年秋からこの国の商工業生産の回復・成長は著しく、94年秋には失業率もやや減少して、新聞などにヨーロッパの「タイガー」との文字が踊ることもある程である。EUすじの一部にもポーランドは後退局面を脱したとの発言もあった。これらは、一見、上記の現象を裏づけるかのようにも見える。

しかし、一方では、13年前にはみられなかった外来ジプシーを含む多数の路上生活者が激増し、犯罪件数も増大して新しい現象のおきていることがすぐに分る。また、市場経済の一定の効果はポーランド商工業にも及んでいることは明らかだが、食糧品を含む豊富な商品の圧倒的多くが欧米をはじめ諸外国からの輸入品であることにも驚かされる。こうした市場の変化で気のつくことは、以前は誰の目にも明らかであった不均衡が「不透明」になり、まさに物象化的効果が幻惑的に表れていることである。市場化・「転換」全般についての一般のポーランド人の評価も、

国際・国内動向

所得水準の相違等により大変分れてきた。

「民営化」の実態

さて、市場経済への移行後、「所有変更省」が設置され、最近では「一般的民営化 (PPP)」計画の実現のために、国民すべてを「所有者化」するという理由で「国民投資基金」が発足して「民営化」促進がはかられていることは周知のことだが、その実態はというと政権当事者の意図のように進んでいない。それでも「民営化率」の点でポーランドは、旧「東欧」圏中では「先進性」を発揮しており、この計画の実現がIMFや世界銀行からの援助の条件としてその助言の下で行われていることも明らかな事である。欧米、特にアメリカにとって、ポーランド人移民の多いこと等もあり、この国は特別重視されているようにも思える。

94年の9月に中央統計局等の発表したところでは、「民営」部門はすでに国内総生産の半分以上、雇用数で6割に達するとのことだが、その大部分は商業・サービス部門であり、肝心の国営の工業諸部門はなお25%程度の「民営化」の状況である。いわゆる「国民総所有化」計画は中々進まず、外国で行われる世界銀行等の会議で首相や蔵相が釈明をしている場面がしばしば報道される。

所有変更大臣は資本主義的民営化こそ効率上もっとも望まれるとしばしばのべ、従業員株式会社、外国企業との合弁契約、清算等、種々の形態の「民営化」の過程で資本主義的企業も徐々に拡大してきているが、最近倒産したコンピューター会社インテルアムスの例のようにこれらの企業の実態は不安定なものである。米・独を主とする外国投資家も商業・サービス部門以外への投資には慎重である。イタリアの企業ルッキーナの経営する旧ワルシャワ製鉄所は、94年

の5～7月にかけて「連帯」の長期ストで有名になったが、「連帯」マゾフシェのヤンコフスキ議長の話では、イタリア側は「一銭」も投資をせず生産・労働・給与支払等の条件の悪化がストの原因だと合弁契約の当事者双方を批判していた。他方では、「民営化」された商業・サービス部門の圧倒的多くは、家族経営等の零細企業（例えば、飲食店、出版社、各種卸売業等）であって、これらの企業の人々の生活が、過度労働、金融難、市況の不安定等にたえず脅かされていることも明らかである。

大統領選挙をひかえ、議会諸勢力の間では「一般的民営化」の促進か、当面は「国庫株式会社」による「商業化」かといった論争が政治抗争とからみおきているが、いずれにしても「西側」モデルの資本主義を目ざしていることは同じで、この過程から生じている新しい矛盾への解決はどの勢力も見出せないでいるようである。

国民の実感と危機の構造

それでは、「民営化」に対する国民の意識はどうかということ、所得階層・職業・年齢等により多様に分れているが、「民営化」加速への批判はどの世論調査でも半分以上はみられる。私の知っている何人かの零細企業主は、「連帯」政権成立時に「あるべきはず」と期待したことで「はずではなかった」現実との違いをのべていた。文房具卸売を営むK君などは、朝から深夜まで家族ぐるみで働きながら資金繰りができず、年老いた義母は「ムコは、この数年、まるで機械のように働いている。これが今の生活よ。」と嘆息していた。多くの人々は、勿論、この現実の矛盾を旧体制の時と同様に実感している。

「民営化」にともなう新たな職場の拡大により増加に若干ブレーキがかかっているものの、なお290万人 (16.5%) 近くの登録失業者 (実数

はその倍近くと想定される)を抱え、緊縮政策により40%近くの国民が社会的最低水準以下の生活をしいられている今日の矛盾は、すでに多くの人々の意識に定着しつつある。ポーランドの人々が善意であふれる人々であることは、今も以前と同じであるが、「客は神の遣い」という本来もてなし好きの彼らの家庭もビジネスの忙しさと生活の苦しさで前ほどではなくなってきたようであるし、生活は相当きりつめているようである。他方、「高級品」店や「高級」レストランに出入りする裕福な人々も前より増えているようで、この国の階級分化の拡大をうかがうことができるように思う。

緊縮政策の下で特に冷遇されている公共部門(教員や保健・医療労働者等の公務員)では、生産的部門に比べ平均給与が2割以上も低いため絶えず不満が生じている。国立のワルシャワ大学中央図書館が財政上の理由で外国書の購入の中止を決めたとのチラシを読んだ時、衝撃的な印象をうけた。また、政策的軽視により、この数年、旧体制期よりも著しく経営の悪化がつづいてきたのは農業部門で、商工業の好景気にもかかわらず、ここだけはなお、生産・収穫の低下がつづいている。市場経済化とヨーロッパ統合への圧力に、最も弱い面をさらされたのが従来保護されていた零細な個人農といえるであろう。今日のポーランドの困難は、一方で旧体制期の矛盾(低生産性、非効率、社会・経済組織の脆弱等)の未解決とその上に「民営化」による新しい矛盾の附加という形できわめて複合的・構造的であるようだ。例えば、郵便局等の仕事ぶりには相変らずの非効率をみることができる。

国民の政治・イデオロギー的意識の状態

こうしたディレンマを自覚しつつある国民の中に、政治的無関心が拡大していることも注目

すべきことである。94年6月の全国地方選挙では平均投票率が36%という低さであった。私のある知人は、「旧体制時代より、政治的には民主的でよくなったのでは」との問いに、「民主化の意味が問題だ。具体的政策のない今の事態を民主化と簡単にはいえない。」とのべていた。唯、残念なことに、13年前とは違い、多くの人々は目標とすべき理念を失っているようである。スターリニズムもマルクシズムも、社会民主党さえも、すべて一括して「コムーナ」という否定的侮蔑用語で無概念的に理解する状況が知識層を含めてかなり一般化する一方で、その対極に「西側」、「文明化」、「人間の顔をした資本主義」といった肯定的な通俗用語が普及し、政府の公的文書やアカデミーの報告にさえもこうした混乱した「概念」が自明のように用いられているのが、この国の今日のイデオロギーの状態である。かつては、これ程のことはなかったことだが、ある意味では、歪曲された旧体制時代の政治・イデオロギーの必然の帰結ともいえるであろう。

* * *

この国は前よりよくなったと思うか悪くなったと思うかと聞かれることがよくあるが、答は簡単ではない。質の違いがあるからだが、唯、問題は前より複雑になったように色々な意味で感じられる。最近、ポーランドは「東欧」(または中・東欧)ではなく「中欧」であるとの理解が、ヨーロッパへの復帰の素朴な願いとともに一般のポーランド人の間にも自然に広がっているが、その際、「中欧」意識が改革の方向性とともに欧米の戦略的概念の一部として外的規定をうけていることも事実である。この国がヨーロッパに属することは歴史的にも地理学的にも自明のことであって、むしろ、ポーランドがポーランドであるためにいかなる改革が必要なのか、その方向と理念の再検討のない限り、政権当事

者の意図にかかわらず、この国の矛盾の構造的
深化と国民の生活へのしわ寄せはなおつづくよ

うに思える。

(慶應義塾大学助教授)

フルタイム労働者との均等待遇を定めた ILOパートタイム労働条約・勧告

中嶋 晴代

画期的なパートタイム労働条約の採択

1994年6月に開催された国際労働機関(ILO)第81回総会において「パートタイム労働に関する条約」が「勧告に補足された条約」として採択された。

各国で、雇用・労働条件が劣悪なパートタイム労働者が増えるもとで、ILOは1991年に第80回総会の議題とすることを決定し、第80回・第81回総会(1993・94年)と2年にわたる討議を経て採択されたものである。ILO総会を構成する各国の政労使代表(比率は2対1対1)は、使用者側は反対したが、政府代表の多くが賛成にまわり、賛成258、反対88、棄権43で採択された。日本は政府代表が棄権、労働者代表が賛成、使用者代表が反対した。労使の意見のちがいをめぐって厳しいやりとりがあり、妥協した部分や勧告にとどめた部分なども含まれるが、労働者側にとってはおおむね認められる内容となった。

この条約は、原則として公務員も含めすべてのパート労働者を対象とし、団結権や団体交渉権、差別排除などを明確にした上で、賃金・社会保障・母性保護・年次有休休暇・雇用の終了などについてフルタイム労働者との均等待遇を義務づけた画期的な内容である。世界でもとり

わけ劣悪なわが国のパート労働者の雇用確保と労働条件改善のために、この条約の早期批准と国内法の改正にむけてとりくみを強めることが求められている。

条約・勧告のおもな内容

(1)パートタイム労働者の定義と適用(条約第1条・第3条、勧告2・3)

パート労働者を「通常の労働時間(週単位または所定の雇用期間全体を平均して計算された労働時間)が相応するフルタイム労働者(当該するパート労働者と同一の型の雇用関係を持ち、同一ないし類似したタイプの仕事・職業につく者。同一事業所に該当する労働者がいないときは同一企業・さらには同一の部門に雇用される者)より短い被雇用者」としている。経済的・技術的・構造的理由による通常労働時間の集团的・一時的な短縮によって部分的失業状態にあるものは含まない。

すべてのパート労働者に適用する(ただし、代表的な労・使の団体協議の後、理由を明らかにして特定の労働者・事業所を除外可)。

(2)フルタイム労働者と同一または同等の権利

①同一の保護を受ける権利(条約第4条)

●団結権・団体交渉権・労働者代表として行